

京都府議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都府議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和25年京都府条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の155」に改める。

第2条 京都府議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。